

# 厚生経済常任委員会会議録

令和7年3年7日（金）

令和7年3年7日（木）午前10時から厚生経済常任委員会を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長 中村 勝彦 副委員長 矢崎 友規  
委 員 日向 正 岡部 紀久雄 小林 真理子  
小野 公秀 佐藤 浩美 萩原 哲也

- 欠席した委員

なし

- 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

議長 平塚 悟

- 説明のため出席した者は、次のとおりである。

総務課長	手塚 秀司	市民課長	土橋 美和
環境課長	坂本 豊	福祉総合支援課長	志村 裕喜
介護支援課長	町田 享子	子育て支援課長	矢口 成彦
健康増進課長	武藤 陽子	観光商工課長	廣瀬 仁
農林振興課長	丹澤 英樹	建設課長	野田 一寿
水道課長	杣野 栄		
政策秘書課	廣瀬 亮	総務課	樋口 透
環境課	森 一幸	中村 俊彦	福祉総合支援課
介護支援課	内藤 智子	雨宮 明日香	河村 敬
健康増進課	近藤 理恵	向山 映子	
上下水道課	加々美 裕 保坂 佳正	建設課	名取 伸二

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

書記 菊嶋 大地 星野 楓

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第4号 甲州市子ども医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例制定について

議案第6号 甲州指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

を定める条例及び甲州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第7号 甲州市特定教育。保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第9号 甲州市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 甲州市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 甲州市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 甲州市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 甲州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

[開会 午前10時00分]

- 委員長（中村勝彦君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。  
ただいまの出席委員8人、定足数に達しておりますので、厚生経済常任委員会を開会いたします。

---

#### 議長挨拶

- 委員長（中村勝彦君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（平塚 悟君） 皆様、おはようございます。  
連日の会議で大変お疲れかもしれません、どうぞよろしくお願ひいたします。  
本日、3月7日は消防記念日というのがあります。今ちょうど春の火災予防運動中でもございます。昨今の新聞報道によりますと、岩手県の大船渡の山林火災もようやく終息の見通しが出たというような報道もございました。一日も早い鎮圧鎮火をお祈りするところです。
- また、春の火災予防運動中でもありますので、議員各位、それから当局の職員の皆様も、各ご家庭での防火及び防犯への意識というのをしっかりと持っていただければなというふ

うに思っているところであります。

本日は、厚生経済常任委員会の条例審査、また所管事務の調査ということになりますが、審査を付託した条例改正案の中には、やはり長年の公共施設の管理の件、インフラの持続可能性という部分もありますし、また、国からの子ども・子育てという部分で非常に大きな改正案というところにもなっておりまます。慎重審査をよろしくお願いするとともに、充実した所管事務調査となりますことをお祈り申し上げまして、一言ご挨拶といたします。

- 委員長（中村勝彦君） ありがとうございました。
- 

#### 開 議

- 委員長（中村勝彦君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、2月20日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案8件の審査をお願いいたします。

なお、審査終了後のその他の案件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後の最初の休憩中にお申出をお願いいたします。

---

#### 議案第4号

- 委員長（中村勝彦君） まず、議案第4号 甲州市子ども医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 子ども医療費受給者証、それからひとり親家庭医療費助成の受給者証、これまで受付で受給者証と保険証と両方出していたのが、今度はマイナンバーカードだけでいいという、マイナンバーカードに健康保険証がセットされている人の場合はということだと思うのですけれども、このPMH、この事業によって、1枚出すのも2枚出すのも同じではないかと私は思うのですけれども、どのように対象となる家庭においてメリットがあるのか伺いたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

まずメリットにつきましては、受給者は医療機関や薬局で受診する際にマイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用することができようになる、要は1枚のカードできるようになると。また、医療機関、または薬局等におきましては、受給者証の情報を、紙媒体ですと手動の入力の負担があったのですが、その点が軽減され、事務負担の軽減が期待されるということと、市としましても、正確な情報に基づいた医療機関から請求が行われることで、市民や医療機関の負担が軽減され、充実した市民サービスの提供ができること、以上をメリットと考えているところでございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） これは多分、昨年12月から保険証がマイナ保険証に一体化されて、それを使うようにという、そういう政策の中で、紙よりもいいですよという、そういうのと同じ流れだと思うのですけれども、特にこのマイナ保険証でなくても、資格確認書というので、これまでと同じように保健医療が得られるということと同様に、マイナンバーカードを持っていなくても、2枚出さなくてはいけないかもしれないけれども、当人にとって医療を受けられないとか、薬局で薬をもらえないとかということはないのではないかということと、それから、先ほど医療機関のマイナンバーカードでやれば済むということですけれども、保険証なんかでも番号があれば、それでやってくれるので、それほど不自由はない、不自由というか不都合はないというようなことも薬局等ではちょっと聞いたりしたり、あるいは逆にマイナンバーカードにおいて誤作動みたいなものが生じるというようなこともあるのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

紙の受給者証につきましては、この制度が令和8年度以降、全国展開がされたとしても、引き続き紙の受給者証のほうは受給者の方に支給する予定でありますので、受給者にとりましては、この政策といいますか、この改正がされたとしても、従前と変わらない対応で、医療機関、または市のほうも対応していきたいと考えております。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

- 委員長（中村勝彦君） 議案第4号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○ 委員長（中村勝彦君） ご異議がありますので、起立による採決をしたいと思います。

議案第4号について原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○ 委員長（中村勝彦君） ご着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第4号につきましては原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第6号

○ 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第6号 甲州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び甲州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

○ 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 委員長（中村勝彦君） 議案第6号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。

---

#### 議案第7号

○ 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第7号 甲州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲州市家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 幾つかありますけれども、一つ目からお願ひします。

まず、特定教育・保育施設、あるいは家庭的保育事業というものは、いわゆる今ある保育園とは違うと思うのですけれども、どのようなものか伺いたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをいたします。

まず、この条例の定める事業を行っている保育所は、甲州市にはございません。基本的には、この条例に従うべき事業を行う事業者につきましては、19名以下の定員の施設になります。

先ほどのご質問の特定地域型保育事業者につきましては、保育所の原則20人以上より少人数の単位で、ゼロ歳から2歳児未満の乳幼児を保育する事業とされています。そして、家庭的保育事業につきましては、保育者の自宅などでゼロ歳から2歳児を対象として行う保育事業であります。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

この家庭的保育事業も含めて、こういうものが10年前に経過措置みたいなものがされた、その背景には、いわゆる保育園というものをちゃんと、保育士さんをこの規模だったらこの人数雇用しなければいけない。それから面積はこれこれというようなね、そういうものをしなくてもいいという、緩和して何ていうんですかね、きちんとした保育園みたいなものを崩すみたいな方向で、国でやってきた政策だと思うのですけれども。

甲州市はないというふうに思いますけれども、その中身を見ると、A型、B型、C型みたいなものがあって、C型とかいうのは保育士さんは誰もいなくても、市で認めればいいみたいな、そういうものがあると思うのですよね。ということがあって、これを5年間、今まで10年が経過する間は経過措置だからいいということだけれども、さらに5年間延長するということは、まだそういう曖昧なことがあってもいいよということと、そ

これから、連携施設、2歳以上の人たちはちゃんと保育園に行くような連携を取る施設というものが確保ということをしなくてもいいということが書いてあると思うのですけれども。当市にはないということですけれども、この連携施設を確保しなくてもいいことができるということはどういうことなのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

まず1点目の過去5年延長された件で、また今度、再度5年延長されるのはなぜかというところですが、国のはうでも、連携するには、先ほどのちょっと3要素をご説明差し上げたと思うのですが、国でアンケート調査を実施しまして、今現在連携が取れますよということでお答えした全てを満たせる施設がまだ67.8%、これは6年4月1日現在なのですが。それでしかちょっとまだ満たせない状況でして、今回3月に期限を迎えるに当たって、まだ約3割強が満たせない状況にあるため、この経過措置のほうを現状を踏まえて延長したことになります。

次の家庭的保育なのですが、これは今回、特例として、市町村が認めれば連携しなくてもいいよということなのですが、一応、この経過措置の条例のこれ59条ですかね、民間の参入を促進して連携ができることが行えれば、それを市町村が認めればいいよということになっていますので、そこの規定を今回設けさせてもらったという内容になります。

（発言する者あり）

- 委員長（中村勝彦君） では、委員同士で討論をご希望ということですので、よろしいでしょうか。

質疑があれば先に。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今、佐藤委員の質問を聞いていて、ちょっとこれは国の基準、国のはうで定めたものを必ず地方自治体も定めなければならないのでしょうか。それとも、定めることができるのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

先ほど改正の背景についてご説明申し上げたところなのですが、国の基準があります。これらの規定は、市町村条例で当該基準を定める際に従うべき基準であるためということでありましたので、これは国の改正に基づいて本市の従うべき基準ということです。

基準ですので、同じような改正を行ったところであります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。

先ほど、一番冒頭のほうのお答えの中で、今、甲州市にはこの対象の施設はないということで、もしかしたらできる可能性というのも少しはあるのでしょうか、この5年以内に。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

国といいますか全国的に、一時期、待機児童が発生したということで、国のほうでは待機児童解消のために、山梨県ばかりでなく全国的にも保育施設を増やした経緯があると。そういう中で、今現在、増やした結果、弊害として、保育士が非常に不足しているというような状況の中で、今、逆に、私どももそうなのですが、特に公立の保育所なんかは定員割れを起こしているということを踏まえますと、今後、保育所を新たに民間としても増やしていくかどうかというところになってくるかと思いますので、現状、甲州市としては、今、公立保育所のあり方検討委員会を行っていますので、そういう状況も踏まえて、今後の公立保育所の在り方、もしくは保育所を増やすのか。その辺の検討もしていかなければなりませんが、基本的には甲州市の公共施設整備計画の中で、保育所は令和28年に全て廃止するという状況にありますので、基本的には増やす、この事業に合う保育所を増やす予定はございません。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 公立についての考えは分かったのですが、私立のほうでも少し相談があったりとか、そういう可能性もありますか。
- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

現状は、市のほうには今のところございません。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

では、ここで休憩いたします。

休憩 午前10時29分

---

再開 午前10時35分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。  
議案第7号についての質疑はございませんか。  
(発言する者なし)
- 委員長（中村勝彦君） 議案第7号についての質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。  
(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)
- 委員長（中村勝彦君） ご異議がありますので、起立による採決を行います。  
議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。  
(賛成者起立)
- 委員長（中村勝彦君） ご着席ください。  
賛成多数であります。  
よって、議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第9号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第9号 甲州市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
- 当局の説明を求めます。
- (当局説明)
- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。
- これより質疑を行います。
- 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 1つだけ伺いたいのですけれども、先ほど神金地区から跡地利用に関する要望書というのが出されたということなのですけれども、その中身をかいづまんで教えていただきたいと思います。
- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

神金保育所の跡地に関する要望書の要望の件なのですが、神金地区からの要望事項としては、地域の活性を見据えて、地区外から来訪者等が利用できる宿泊施設及びカフ

エ等を併設した直売所、地域住民が集まって利用できる交流施設、カフェ、トイレ、休憩所、地域住民が散歩等に利用できる休憩施設、トイレ、水飲み場、ベンチ等を要望事項として掲げられてあります。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございました。

そういう要望が市にあったということですね、分かりました。

神金、大藤にも子どもさん、いると思うのです。今その子どもたちは大体が奥野田保育所に、そんなことはないのか、私立の保育園に行っていることもありますけれども。現状何人ぐらいかということは分かりますか。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

細かい資料はございませんが、神金地区、大藤地区で約五、六十名いらっしゃいます。そのうちの6割強が千野保育園及び赤尾保育園のほうに通園しています。公立保育所は奥野田保育所に1名のみでございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 前に視察に伺って、中身とか、あと建物は、まずは普通財産になるとは思うのですが、今後、要望出ているところもありますし、少しどういうふうにしていく考えなのか。普通財産になってからでなければお答えしづらいと思うのですけれども、中身については多分、所管課の管理されているものだと思うので、お答えできる範囲で伺えればと思います。
- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

一応、神金地域への市からの回答につきましては、施設の活用計画としまして、現状の園舎、遊具など工作物は取り壊して撤去する。水飲み場、ベンチ、トイレ等備えたポケットパークを整備する。公園を造るための樹木を植える。可能な範囲で数台の駐車場を整備する。整備費は市予算を充てる。整備後の管理は神金振興会で行う。上記以外で必要なことは神金振興会と甲州市で協議するということで、地区にはお伝えしております。

- 委員長（中村勝彦君） 中身は。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） 失礼しました。

中身の備品につきましては、各公立の保育所で必要なものを再度確認してもらって、必要でないものにつきましては、今後、解体と一緒に処分の予定でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） たくさん物が入っていますので、どちらの保育所にも。ちょっとメルカリということも前の提案したのですが、メルカリというとなかなか難しいと思うので、地域の方に無償でとか、取りに来ていただけるということを前提でどうでしょうかね。そういうことを検討していくのも、処分費がかからない一つだと思いますので、ご検討いただければと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 要望でよろしいですか。

- 委員（小林真理子君） はい。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 今、地域との話し合いとか意見調整とか、担当課でされているということですけれども、最終日にならないと可決、否決は分かりませんけれども、どういう体制で地域との交渉をされてきて、これからしていくのか。可決後どうなっていくのか。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

今まででは保育所ということですので、管理も含めて、閉園の経緯と、また活用部分につきましても地域とは子育て支援課で交渉してまいりました。ただ、今後におきましては、委員長が申されたとおり普通財産になります。また、目的によってはそれぞれ、例えば公園が出ればまた所管課も違ってくると思いますし、その後につきましては、また政策会議、また庁議等にお諮りし、適切な所管課と地域で引き続き交渉のほうを進めていくというようなことで考えておるところです。

- 委員長（中村勝彦君） 要望に対しての返答はまだされていないということでよろしいですか。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

神金地域につきましては、先ほど申し上げました要望についての市からの回答はしてい

るところであります。令和6年3月29日に甲州市長名で回答しております。

あと、大藤地区につきましては、この2月に地区のほうに出向きまして、提案を含めた説明と、あと、今後の取扱いについては市に一任するということでしたので、今後につきましては、地区と相談しながら今後の活用方法については協議をしていかなければならぬなと考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午前10時46分

---

再開 午前10時47分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） すみません、訂正をお願いします。

先ほど決まったような発言をさせていただきましたが、政策協議、庁議の中で、市の方針として保育所のほうを反映すると。また、要望をいただきましたので、それについては決定事項ではございませんが、このような市の方針をお示しさせていただいたというところでございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） 今言った市の方針をちゃんと確認させてもらいたいと思いますので、もう一度申し上げてください。

- 委員長（中村勝彦君） では、ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時48分

---

再開 午前11時00分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

まず訂正です。私のほうで、地区に関しては廃園ありきでもう計画を進めるよというようなニュアンスでお答えしたことに対しましては、それは誤りとして、まず神金地区につきましては、いただきました要望に対しまして、全ては沿えませんが、沿えるように

努力はしていく計画ですよと。あと、地区に対してのスケジュール的なものについて、令和6年度中にまずは閉園についての条例改正、これがまず前提ですよということをお示しをしております。令和7年に、もしご議決をいただいて廃園ということが決定した場合、整備計画の策定を7年度中に行い、令和8年度に着工をするような形で、スケジュール案としてお示しをさせていただいたということになっております。

しっかり合意形成が取れたかというところなのですが、実はこの件についてはあくまでも地区に廃園を前提に話をされてるわけではございませんで、令和4年3月に、大藤地区については大藤保育所に係る意見交換会を実施しております。令和4年11月に大藤・神金地区の区長に対し、あくまでも廃園を前提ではなくて、今の大藤保育所の休園をして5年たっていると。あと、大藤地区の子どもの状況はどうだというようなことで、それぞれの地区の会長さんの方には、今後の在り方についてちょっと地元の意見をまとめてもらえないかということで市のほうから依頼しているところです。

令和6年1月に、神金地区からは利用に関する要望書が提出されたところであります。この神金地区につきましては、各種団体、民児協、PTA、女性団体から構成される48名から成る地域の住民が振興について協議を行っている段階でして、そこの中を踏まえた要望書になっております。

大藤地区につきましては、令和4年4月に大藤地区の区長会長に、大藤地区からはちょっとご回答が今までありませんでして、もう一度、私のほうから、この大藤保育所の在り方について、それを前提にお話ををして、今後の状況についてちょっと地元としての意見をまとめてもらえないかということでお示しをしたところ、大藤地区では令和6年8月に地域内476世帯に対して保育所の在り方についてアンケート調査を実施していただきまして、381世帯から回答をいただいて、地区のほうで取りまとめ、集計をいただいて、結果を基に協議をしていただく中、大藤地区の今後の取扱いについてということでご提言のほうをいただいたと、そういう経緯となっております。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 議案第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。
- 

議案第10号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第10号 甲州市下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（中村勝彦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 議案第10号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。
- 

議案第11号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第11号 甲州市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 上下水道課長（仙野 栄君） 追加の資料がございますので、配付の許可をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

- 委員長（中村勝彦君） 資料配付を許可いたします。

（資料配付）

（当局説明）

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 15年間値上げをせず、大変頑張ってきてくださったということで敬意を表しますけれども、まず、有収率というものが、前に伺ったり、水道ビジョンにも書いてあるのですけれども、この有収率が全国平均85%かな、八十何%に比べて、本市は少ないということですけれども、この有収率というのは、要するに使える水に対して実際使っている水が77%ということですよね。それを高めてもっと水を無駄なく使うという工夫ということをさらに強めて値上げをしないというような方向はなかなか難しいのでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 仙野上下水道課長。
- 上下水道課長（仙野 栄君） お答えをさせていただきます。

全国的には給水人口、お客様の人口が1.5万人から3万人未満では有収率が80.3%となっております。本市の有収率は、5年度決算で77.3%でございまして、全国平均より少し少ないような状況になってございます。これにつきましては、非常に漏水が多いということが主な原因でございます。漏水につきましては、漏水修繕費をもって修繕をするしかないのでございますが、それにもお金がかかってしまうと。その調査にもお金がかかってしまうということで、なかなか資金のほうが非常に苦しい状況になってきたものですから、料金の改定をしつつ効率的な漏水調査の方法であります衛星を使った効率的な漏水調査方法も取り入れまして、有収率の向上に努めていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

なかなかこの有収率を大幅に上げることによって、料金値上げの幅を少なくすることは、計算上は可能でございますが、360キロメートルぐらい水道管がございまして、直したとしても古いものが修繕が必要になってくるということでございますので、追っかけ追っかけ修繕をしているような状況でございますので、なかなか年間目標では1%ずつぐらいは有収率を上げていこうというふうに課の方針でなってございますが、非常に苦しいところでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） なかなか大変だということは分かるわけですけれども、このタイミングでの値上げというのが、非常に、この間は私も反対をしましたけれども、国保税の値上げもあって、国保税の値上げが6月ぐらいから請求するわけですね。そして7月から値上げで、その頃周知をして、それで9月から実際に払っていくということにな

ると思うのですけれども、聞きたいことが2つぐらいあって、この非常に物価高という中で苦しい事業者さんとかもたくさんいるのですけれども、この期日を延長するわけにいかないだろうかということが1つ。

それから、飲食店なんかは水をたくさん使う、零細かつ、でも普通の家庭より水をたくさん使うという方が多いのではないかと思うのですけれども、そういうところに減免措置みたいな措置をすることができないだろうかということ。

それから3番目には、低所得者です。低所得者といつても、非課税の方というより、課税されているけれども、本当にぎりぎりのところという方がとても大変だということを聞くのですけれども、そういう減免措置のようなものの工夫はできないのだろうかとう3つ伺いたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君）　　杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野　栄君）　　お答えをさせていただきます。

物価高による期日の延長、事業者等の減免、それから生活保護とか困窮ではないもののぎりぎり何とかやりくりをしている方々への軽減措置等ないかどうかということですが、本市の水道条例には、料金、手数料等の減免、または免除というものがございまして、それに沿って現在、減免等をしております。

質問がありました期日の延長ですが、なかなか支払いのほうが厳しく、期日までにお支払いできない方については、実際は3期分、半年間猶予をさせていただいて、その間に連絡もしますが、それでもなおかつということになると、もう一回連絡させていただいて、お支払いを促しているというようなことでございますので、かなりの期間猶予をさせていただいております。それでもなおかつという場合には水道を停止ということも措置もしておりますが、そういうことにならないように期間の猶予、それから分割払いなども、無理のない範囲で支払いができるように、実際相談に乗るようにして、分割払いなどしていただいております。

事業者さんへの減免でございますが、なかなか減免ということは全国的に行っている事業体はなく、もちろん生活困窮者、またはぎりぎりで何とかやりくりしている方への減免というのをやっている事業体がない状態でございます。最新の情報で、この近隣、甲府市、笛吹市、山梨市にも聞いたのですが、やはり減免というのは基本的にしていない。していない理由は、水道事業は水道使用料で全ての経費を賄っていくのが基本ということで、安易に減免してしまうと、その穴が空いた使用料分をどこかで工面しなくてはな

らなくて、繰入れのほうも制限がございますという理由で、なかなか減免という形は取っていない。ただ、生活困窮、それから苦しい人、今おっしゃられた事業者さんの方は大量に水を使って非常に厳しいと、報道でもよくありますが、実際に厳しいことは私も認識しておるわけでございますが、そういった方々も窓口に来られて、相談には乗ってございます。また、こちらからお支払いを促したり、分割はどうですかという交渉もして、事業の下支えにはなりますが、できるだけそういう形で支援をするように、これからも続けてまいりますので、ぜひご理解をお願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 課長のおっしゃることは本当に十分理解はするわけですけれども、過去に払えなくて水道が停止したという例はあるのですか。
- 委員長（中村勝彦君） 桦野上下水道課長。
- 上下水道課長（桜野 栄君） お答えいたします。

毎月5件ほどは水道を停止させていただいております。これにつきましては、困窮者というより、支払い能力はあるのですが、ちょっと支払いが滞っている人がほとんどで、生活が厳しい方については分割をお勧めしておりますので、生活困窮だからといって停止しているという例はほとんどございません。また、お支払いが滞っている方というのは月に300件ほどあります、督促状を300件ほど送っています、職員が連絡したり、もちろん生活困窮者のところには実際見に行くのです。見に行って、もちろん敷地には入りませんが、実際にどの程度かというのも調べながら両者で協議をして、可能な限りの範囲で分割して払っていただいているのが現状でございます。

ですから、5件ほどの停水はありますが、困窮者による停水というのは1件あるかどうかというところでございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 水道というのは受益者負担が原則という、そういうことで、もちろん国から何からみんなどこもそうだと思うのですけれども、水がなくてはみんな生きていけませんよね。だから、本当に基本的なインフラですよね。例えば道路を造る、駅から今度、新しい道路を造る。それに対して、歩くからお金取るかというと取りませんよね。私は、ちょっと意見ばくなってしまうのですけれども、生きていくのに大事なインフラについて公的に支えなければ意味がないというふうに私は思っているのですけれ

ども。

先ほど繰入れの制限があるとおっしゃいましたけれども、それはどういうことなのか伺えますか。

- 委員長（中村勝彦君）　　仙野上下水道課長。
- 上下水道課長（仙野　栄君）　　お答えいたします。

繰入れにつきましては、総務省でルールをつくってございます。水道につきましては、旧簡易水道でお金を借りて整備をした起債償還の半分の金額と、それから旧簡易水道に当たる職員の人事費分、これのみを本市の予算上は繰入れをいただいているところでございます。

総務省の基準にのっとった繰入金のことは基準内、ルール外のものは基準外繰入金と申しまして、基準内が3割、基準外が7割でございます。大部分が基準外で頂いて、一般会計からの支援をいただきながら何とかやりくりをしている状況でございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君）　　佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君）　　ということは、今の基準内というのは、総務省で言っている基準に当てはまるものが3割で、それ以外に市の一般会計の水道事業に対して入っているということですね。ということは、このところを、なかなか大変だと思うけれども、増やすことも、怒られるかもしれないけれども、そういうこともあります」ということですか。
- 委員長（中村勝彦君）　　仙野上下水道課長。
- 上下水道課長（仙野　栄君）　　お答えいたします。

おっしゃるとおりでございますが、なかなか一般会計のほうが厳しく、そうは實際にはできないかと思っております。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君）　　ほかに。  
小林委員。
- 委員（小林真理子君）　　今の繰入れの話なのですが、基準が決められているので、そうそうたやすく一般会計からどんどん繰り入れてくださいというわけにいかないのは承知しています。ちょっとまた奇抜なことを言いますけれども、例えば水道料は上げるとしても、一般会計のほうで市民の皆さんに税の負担を減らすとか、そういう検討というの

は併せて、水道代は申し訳ないですが、こういう状況なので上げざるを得ないというところもありつつ、例えばそういう、何ていうのでしょうか、中での、庁内でのそういう検討というのはあるんですか。

- 委員長（中村勝彦君）　　杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君）　　お答えいたします。

今おっしゃられたような水道料の代わりに何かを減税とかの協議はしておりません。といいますのは、水道自体が水道料金で賄えというふうに公営企業法にも書いてございまして、それに伴い、国から非常に厳しい指導がございます。この間も、財務省の甲府財務事務所からも検査が入りましたが、非常に厳しい指摘を受けております。水道料の値上げをしないと、整備に対する補助金ももらえません。それから、国からお金を借りられなくなります。つまりキャッシュがある程度、財務諸表の中にはないと、借入金の返済能力がないとみなされまして、借入れが今後できなくなりますよという警告も受けてございます。また、財務省は、この経営計画を見ておりますので、それから検査に来てまして、今後の使用料の見通しについては値上げをしていくということで、支払い能力が甲州市にあるということで安心して帰られたわけでございますが。なかなかそれを他の資金でというのは、非常に一般会計側も苦しくなるということと、それから、現時点では水道事業に一般会計から多大な繰入金を頂いておるわけなのですが、それはお客様に対して無料券を配っているような形でございますので、可能な限り使用料の改定をさせていただいて、可能な限り一般会計からの支援を受けて、何とか事業を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君）　　小林委員。
- 委員（小林真理子君）　　経営状況は決算のときにもいつも資料を見させていただいている、内部留保が大変厳しい状況にあるというのも、定期を崩したりしている状況というのは分かっております。

ちょっと、最新でいいのですけれども、内部留保って今どのくらいになるのですか。

- 委員長（中村勝彦君）　　杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君）　　現金貯金になりますが、令和7年3月31日の予測、これは予算計上させていただいて、昨日説明をさせていただいたのですが、7億6,400万円でございます。ただ、未収、未払いがございますので、2億円ぐらい減る予定でございま

して、令和8年には5億6,000万円程度に減少してしまうということでございまして、運転資金が4億円ほどないと厳しいということがビジョンにも載ってございまして、この金額には変わりがございません。

また、流動資金全体ですと賄えているように見えますが、未収、未払いを考慮に入れると、非常に危険な時期に入ってきているということで、どんなことをしてもいいからキャッシュのほうは確保したいというのが事業者の考え方でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。

時期によって、工事の支払いも重なったりすると大変定期を、今、定期になっているものも崩して現金にしていかないと支払いも間に合わない状況になりそうだなど。今ちょっと未収金、未払い金を引けば5億円というと、ちょっと大分厳しい状況ですよね。

今回見直しされた水道ビジョンではなくて、前の水道ビジョンを見たときに、15年値上げをしないでここまで頑張ってきたというのもすごく経営努力を感じますが、このシミュレーションの中で一番ちょっと、どちらかというと市民の方にとっては厳しい値上げになると思うのですけれども、13%の値上げというのを算定したのはなぜですか。

- 委員長（中村勝彦君） 桧野上下水道課長。
- 上下水道課長（桧野 栄君） 審議会の中では、事務局で資料を求められまして、料金収入がどのような費用に充てられているかというのをまず分析をしました。水道使用料金は、水道の供給費、維持管理費とか検針業務委託費とか点検費とか、維持管理費と、あとは受水費と言いまして、杣口浄水場の水を買っております、年間2億円でございますが、この費用と、あと事務費、私どもの人件費と、それから保険料とかでございまして、それから借り入れしている部分の利子分、管理運営費と言いますが、これだけに充てるべきものでございまして、ここまで使用料で賄えていないということでございます。

これにプラス基準外繰入金でもらっている部分が2億円近くございますが、これまでも本来であるならば使用料で見るべきであるということを事務局のほうで説明をして協議をしていただきました。基準外繰入金をゼロにするという場合ですと、37%程度の値上げをしなければいけなくなります。基準外繰入金全ては無理ということで、では基準外繰入金の半分まではどうだということで協議をしていただきましたところ、それでも18%程度の値上げをしないと厳しいということで、18%となると2割近くになってしまふということで、結局結論としては、経費と受水費、事務費、保険料、それから利子分ま

でで13%の値上げでということで、これでシミュレーションをしてみましょうということで、シミュレーションをしました。そうしたところ、令和12年度に損益がマイナスになるまでは何とか持ちこたえるだろうということで、それ前にまた検討していきましょうという結論に達しまして、この結果をもって答申がございましたので、答申を踏襲するような形で議案のほうをつくらせていただいた次第でございます。

- 委員長（中村勝彦君）　岡部委員。
- 委員（岡部紀久雄君）　今、料金の改定のこといろいろ議論をしておるわけですが、今も審議委員会の中でいろいろな資料、データを基に7月1日から水道料を値上げしたいという方針を、お話をさせていただいたわけですが。こういう今の世の中で、人件費も資材費もいろいろ上がっていて、また物価もいろいろ上がっているというようなことで、非常に厳しい時期ではございますが、やむを得ないのかなというふうな形で今感想を持っております。

そこで、これは要望になるわけですが、実はこの冬季の期間は非常に水道課のほうでも、気温がマイナス5度になるとか、5度から、この辺は8度、9度、神金のほうがもっと厳しくなってきます。簡易水道を使っている方なんかは非常に、夜ちょっと水を出したりなんかする。私のところもNHKとかそういう放送局のほうで、水道の凍結に注意をしてくださいというと、水を細く出すわけですよね。それが一晩どのぐらいになるか分からないけれども、例えば高齢者とか所得の大変なところについては、やはり今回またこの水道料が上がるということで、非常におそれる場合があります、気持ち的にな。だから、そういうときに、もしできたら、これは要望ですが、マイナス何度になったというのが、マイナス5度なんていうのは甲州市においてもそんなにないですよ、1か月に1回か2回ぐらい。冬においてもそんなに回数はない。そういうときについては、せめて簡易水道といえば、上のほうですから、その地区の人たちのところに、例えばそういう発令が出たら、1回1立方メートルを検針から引いて、減免。減免という言葉はないですが、水量をね。そういうような形の中で優しい対応ができるようなことが、できれば上がる前には。そういうふうなことができれば、そういうことでやっていただければ、市民も多少は納得するのではないかなど。みんながみんなということではなくてね。その警報が出たときには、そういう心の優しい対応をしていただければありがたいなという、これは要望でございますので、ぜひまた検討してみてください。

- 委員長（中村勝彦君）　仙野上下水道課長。

- 上下水道課長（松野 栄君） お答えをいたします。

現在、市で工事等で仮設管や露出管など、仮に設置している場合については、市から依頼しまして、水道を出しつ放しに、夜間、幾らか出しつ放しにしているところは前年の同月の価格に下げまして減免をさせていただいております。

また、凍結のおそれがある場所が分かってございますので、そのお客様につきましても、理由を言っていただければ、夜間の流水については実際減免をさせていただいております。といいますのは、非常に収入が少なくて凍結対策をできない方がいらっしゃいます。それで凍結対策をしなくて水道が凍ったり、凍ったものが破裂して、お使いになった水量が非常に増えてしまつて支払いが滞るということも十分予想されますので、前もってお知らせをして、そういうことに至らないように実際しておりますので、委員のおっしゃったとおり、これからも市民に寄り添つた配水をしていきたいと思っております。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 岡部委員。

- 委員（岡部紀久雄君） ありがとうございます。

確かに本当にちょっとのお水の扱いで、例えばパンクをすると、1万5,000円から2万円ぐらいはもう自動的に取られてしまう。そうすると、確かに水をね、かなり出してても一晩で1万5,000円なんて、そんなにいかないわけですが。その気持ちがなかなか、私もね、人間誰しもそうだと思います。細かくやっていますので、そのようなことでできないという場合もありますので、そういう形で減免というかな、事情を話してやっていただければ、水も無駄にもならないし、本人もかなり助かるというふうな形の中で考えられますので、ぜひそういうことが広がっていくように、またPRもしていただきたい。こんなふうにお願いをしておきます。よろしくお願ひいたします。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質問はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 議案第11号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がございますので、起立による採決を行います。

議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長（中村勝彦君） ご着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第11号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 議案第13号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第13号 甲州市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 上下水道課長（杣野 栄君） これにつきましては、文面を見ましてもなかなか理解しづらいということで、表にしてまいりましたので、追加の資料の配付を許可願います。

- 委員長（中村勝彦君） 許可いたします。

(資料配付)

- 委員長（中村勝彦君） では、説明をお願いします。

(当局説明)

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 経験年数を2分の1にして、実務経験が今までの半分ぐらいでも現場で監督というのですかね、できるというふうにするということだというふうに思いますけれども、これまで甲州市では、こういう条件があるから、監督者の確保が困難であるという事例はあったのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えいたします。

水道事業にかかわらず、全体的に見ますと、土木をはじめとする技術職員が非常に少ない状況でございまして、募集してもなかなか応募すらしていただけない状況が長らく続

いてございます。これにつきましては、土木とか水道とか、そういった現場での作業を伴う技術業界全体の問題でもございまして、全体でもいろいろ考えているのですが、技術者不足というのは大分前からあります。ただ、この法律上の年数はしっかりとクリアできるように人事のほうで職員を配置しておりますので、心配はございません。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 募集してもなかなかというの、待遇とかそういうものも改善とかも一緒にあると思いますけれども。

最近、下水道のことでの大きな事故があったというようなこと也有って、やはり専門性を持った人がきちんと布設もしていくし、管理をしていくということも必要だという昨今の状況の中で、この経験年数が半分になってしまっても、安全性への危惧というのですかね。そういうものは、安全性が確保できるというか、そういう資質というのですかね。そういうことが確保できるという判断は成り立つのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 仙野上下水道課長。
- 上下水道課長（仙野 栄君） お答えをいたします。

非常に大きな水道事業体と、私どものような中堅以下の小さい事業体を頭の中に想像していただくと分かるのですが、大きなところにいきますと、例えば設計ですと、設計は設計、現場監督は現場監督、設計と現場では違いますので、また変更が生じますので、変更をする技術職員、全部違います。現場仕事でも、管理の補修をする専門の監督、それからプラント、水道をきれいにするための水処理プラントがありますが、それに従事する専門の職員、ほかのことをやりません。専門です。ところが、私ども小さい事業体ですと、全てを行います。設計をしている職員が管をちょっとつないでみたりとか、施設の業者との打合せに行って指示をしたりとか。深い知識は少しないかもしれません、広く浅く、非常に広い範囲で業務を行っておりますので、水道事業運営には影響ない程度に、短い期間でいろんな職を経験することから、そういった考え方から、小さい事業体は経験年数が少ないけれども、その間に凝縮していろんな経験をするからということで、この2分の1条項がございます。そういったことでございますので、心配はないかと思います。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） もう一つ確認ですけれども、この布設工事監督者、それから水道技術管理者というのは、市の職員がこれに当たるということですか、主に。業者の方ですか。
- 委員長（中村勝彦君） 仙野上下水道課長。
- 上下水道課長（仙野 栄君） お答えいたします。

水道技術管理者につきましては、最低でも1人置かなければならぬということでございます。課長が自らなることも結構でございますが、指導を実際にしますので、職員が最低でも、具体的には課の中に1人はいないといけないことになってございます。これは法律に規定がございます。

水道の布設工事監督者につきましては、監督でございますので、ほかの工事との兼務ができます。これにつきましては、直営のときは職員、請負のときは職員が監督者になつてもいいですが、非常に大規模な工事ですと、これは委嘱できるという条項もありますので、民間の者が監督業務を行うこともできるようになってございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

一番やはり心配なのは、地震が起つたようなときに、能登でも大変な水道や下水道の状況になっているのですけれども、そういうときに、やはり専門の方がしっかりないと、なかなか復旧にも時間がかかるてしまうということがあるので、それで心配するのですけれども。それは、先ほどおっしゃったように、経験年数が半分ぐらいでも十分対応できると、ただ、その人数の確保は大事だというふうに解釈してもいいですか。

- 委員長（中村勝彦君） 仙野上下水道課長。
- 上下水道課長（仙野 栄君） お答えをいたします。

地震等の災害のときを考えますと、ある程度の人数は実際に確保して、実際にプラント、それから簡単な補修ぐらいは職員が自らできるようにしておくということで、本市の水道は事業をしているわけでございます。

能登の地震のときにも顕著にありました、あまりにも職員数が少ないと何もできないような状態になってしまっておりまます。そういったところが、町村なんかはそうなのですが、そういった事業体を支えるために日本水道協会というものがございます、東京都の都知事が会長でございます。能登の地震のときもグループをつくって、被災から外れ

たグループ、被災していないグループが能登の地震に対して支援をしております。具体的にいいますと、名古屋市上下水道局でございます。実際に能登の先端部、珠洲市とかですと、建設水道課と言って、水道と建設が一緒だったりしまして、日々を回していくだけで非常に厳しいということですので、実際そうしなければなかなか市町村経営が成り立たないということでございますので。

私どもの本市ではそこまではまだいっていないのですが、非常に災害の度合いが大きい場合は、ある程度大きい事業体でも厳しい、職員が必ず参集できるということもございませんので。山梨県の場合は甲府市水道局が日本水道協会の山梨県支部になっておりまして、その中で助け合いをすることになっております。技術者もそこから派遣をするようなルールになっておりますので、有事に備えての職員確保についても何とかなるというふうに見込んでございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 議案第13号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を1時10分といたします。

休憩 午後 0時02分

---

再開 午後 1時10分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。
- 

#### 議案第14号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第14号 甲州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

○ 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（中村勝彦君） 議案第14号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。

以上で当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

---

#### その他の件について

○ 委員長（中村勝彦君） その他の件に入ります。

通告をいただいているので、こちらで指定する順番で質問をしていただきたいと思います。

まず、市民課、健康増進課で、12月定例会で決議された国保税条例の改正の附帯決議のその後についての対応ということで、小林委員よりありましたので、お願ひいたします。  
小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 今、委員長から言っていただいたとおりなのですが、附帯決議のその後についてどのような対応がなされているのかお伺いします。

○ 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。

○ 市民課長（土橋美和君） 小林委員のご質問にお答えいたします。

附帯決議でご要望いただいたおりましたもののうち2件目、住民が制度変更を十分に理解できるよう丁寧かつ分かりやすい周知を徹底することにつきましてお答えをいたします。

まず、令和7年度から税率が改定されることから、4月1日に合わせ、ホームページにおいて、国民健康保険税率についての改定内容と世帯、所得階層別の税額試算表を参考資料として確認いただけるよう掲載準備をしております。改定に至った経緯や現状についても説明を加える予定でおります。

また、広報における周知としましては、納税通知書を送付するタイミングの7月号に例

年掲載する国保税の内容に関する記事において、税率が改定となっている旨をお伝えする予定であります。

さらに、被保険者に対しては、納税通知書に個々に同封している国保税のお知らせのリーフレットにおいて、経緯や現状も含め改定内容を掲載いたします。

令和2年度に国保税の算定方式を変更した際に倣って周知をする形ではありますが、本改定に影響のない世帯もあることから、概要をお伝えし、不明な点などでお問合せをいただいた際には、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ほかの2点については総務文教の分野になるという認識でよろしいですか。
- 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） 続きまして、附帯決議の3点目になりますけれども、小林委員からいただきました質問にお答えいたします。

医療費の抑制を目的とした保健事業を積極的に推進し、持続可能な制度運営を目指すとともにつきましては、昨年度策定いたしました甲州市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づきまして、これまでに引き続き生活習慣病対策、特に糖尿病の重症化予防に力を入れて取り組んでおります。具体的には、効果的な特定保健指導実施に向けたプログラムの見直し、また、働く世代の効果的な利用促進を図るため、ＩＣＴ活用型特定保健指導の令和7年度からの導入に向けて、検討を進めております。

また、糖尿病の重症化予防として、かかりつけ医と連携した糖尿病なんでも相談をこれまでも実施してまいりましたが、今年度は新たにアウトリーチ型の支援を開始するなど、対象者のニーズに応じた多様な保健指導メニューについて検討を実施しております。

持続可能な国保制度運営に向けて、今後も医療費抑制のための取組を推進してまいりたいと存じます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 附帯決議の1件目、納税者の負担軽減を図るための納付回数の見直しというところですけれども、その点に関しましては明日の総務文教常任委員会

のほうでお答えをさせていただければと思います。

- 委員長（中村勝彦君） では、よろしいでしょうか。

市民課、健康増進課については以上になります。

では、続きまして、環境課についてでありますけれども、ごみ袋販売料金の統一についての考え方と経過、現状をお願いしたいと思います。

坂本環境課長。

- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

現在、当市において指定ごみ袋を使用するために採用している制度についてご説明させていただきたいと思います。

ごみ袋を指定する方法として、大きく2つの方法がございまして、市が定めたごみ袋を購入して使用する単純指定ごみ袋制度と、ごみ指定自体を有料化する有料指定ごみ袋制度がございます。単純指定ごみ袋制度は、市が承認したごみ袋を利用することから承認制度とも呼ばれており、当市ではその承認制度を採用しているところでございます。

有料指定ごみ袋制度につきましては、製造原価にごみ処理手数料を上乗せして販売する制度であるため、この制度の場合、販売価格が統一価格となります。当市が採用している承認制度の場合は、行政が承認したごみ袋を製造した業者が販売店に卸して、販売店が販売価格を定める制度となっておりますので、販売店ごとで価格が異なっております。

市といたしましては、承認したごみ袋の在庫状況の確認や販売価格の不当な値上げ等の監視を行いますが、販売価格の決定や販売店の確保については承認事業者の責任において実施していただいております。

承認制のメリットといたしまして、ごみの減量化、分別意識の強化、回収業務の効率化、区域外からの持込みの防止等のごみ袋を指定する際に得られる効果のほかに、作成、流通経費のみで利用いただけるということがございます。また、そういったことで利用いただけますので、行政コストもほぼかかっていない形になっております。

現在販売している価格といたしましては、私どもが調査をしている限りでは、45リットルタイプ10枚の梱包の金額ですが、135円から155円という形で把握をさせていただいております。

以上、ご説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

- 委員長（中村勝彦君） 皆様から確認事項ございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） ごみ袋の要綱というのがあるのですよね。その要綱には、毎月10日までに業者が、前月の卸先ごとの納入実績を報告を行わなければならないというふうに書いてあるように思うのですけれども、それはされているのですか。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。

- 環境課長（坂本 豊君） こちらのほうは、毎月在庫状況とともにご報告をいただいているところでございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに確認はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） では、次の案件、有事の際のペットについての対応はということで、荻原委員、お願いいたします。

荻原委員。

- 委員（荻原哲也君） よろしくお願ひします。

有事の際のペットの対応ということなのですけれども、大きな地震とかで飼っている犬猫を中心としたペットを、もちろん避難所のほうに連れていくのがいいのでしょうかけれども、それが叶わないであるとか、あとはそのまま飼っている子が家から出てしまつて行き先が分からぬとかというようなこともあるとは思うのですが、そうした場合の対応等について、何かあらかじめ決まっているような状況があれば教えていただきたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。

- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

有事の際のペットの対応といたしましては、被災者となった飼い主への支援と、また飼い主とはぐれて放浪しているペットの保護、また、放浪動物による危害防止を目的として行政のほうで行うということで把握しております。

甲州市地域防災計画においても、避難所の管理運営の中で家庭動物のスペースの確保という形で明記がございまして、甲州市避難所運営マニュアルにおいても、ペットの管理として、飼育場所の指定、ペットの把握、飼育ルールの遵守、ペット相談窓口の設置等を記載しておるところでございます。

避難所において同行避難者を受け入れることとしておりますが、一緒に避難所に来るこことを言っておりまして、避難所で居住スペースを共有できるというものではございませ

んので、動物の苦手な方、またアレルギーをお持ちの方等いらっしゃいますので、避難所でのスペースは分けることとしております。また、避難所に連れていくけるペットにつきましても、避妊・去勢を済ませているとか、犬の場合については登録済みであることなど、一定の要件を設けていることが必要でございます。

また、先ほどご心配されていました放浪してしまう動物につきましては、現在、犬については登録状況によっての保護した後の把握ということを考えておりますけれども、それ以外にも今進めておりますマイクロチップ等の装着を、こちらのほうは飼い主の皆様のほうに啓発をしていただいて進めていただくというような形が想定されるかと思います。

災害の要因や規模により様々な対応があると思いますが、いずれも、先ほどお答えしたように平常時の備えが必要なことというのは共通をしてまいりますので、飼い主の方に普及啓発を図っていくとともに、有事の際の対応についても検討を進めてまいりたいと思っております。

- 委員長（中村勝彦君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） ありがとうございます。

しっかりした対応であるとか、登録がない猫についてはマイクロチップの装着という形のことも進めていくというような啓発をしていただけたということもありましたので、非常に安心をいたしました。

1点だけ確認なのですが、ペットを避難所のほうにというお話をあったのですけれども、それは全ての避難所、あるいは特定の避難所とかというような区分けはあるのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） 先ほどお答えさせていただいたとおり、有事の内容というか、規模等によっても変わってくるかと思いますけれども、ペットの飼育環境もある程度整えるということは必要になっておりますので、現状、数か所についてはそういった設置が可能ということで検討されておりますけれども、全部の指定避難所にそれを設けるというのはちょっと困難な状況かと思いますので、その状況を踏まえつつ、そういう場所を確保していくというふうになるかと思います。
- 委員長（中村勝彦君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） ありがとうございます。

またその状況が固まりましたら、ぜひ周知というのでしょうか、ホームページであるとか広報等でまた周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 家庭動物というのは何でもいいのですか。
- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） 飼育をされている動物になります。ただ、動物によっては避難所に持ち込めないものも、危険な動物といったものはそれなりの設備が必要になると想いますので、その辺は、先ほど言った情報収集とか、管理場所の徹底というところで判断をしていくことになると思いますけれども。一定の条件は出てきてしまうと思うが、通常、今ペットも家族扱いという形で大事にされている方がいらっしゃいますので、できるだけそういったところで飼育場所を管理するというふうな形で考えていただきたいと思っております。

また、どうしてもというものであれば、保管する場所を探していただいて、一時預ける場所を探していただくとか、そういったことも啓発の中で周知をさせていただければと思います。

今、どれが駄目でどれがいいということは、そこまではちょっと検討ができていないところであります。

- 委員長（中村勝彦君） 避難所の話になるので、総務の部分も多いかなと思いますので、総務のほうと連携しまして、情報が入りましたらまた皆さんにお伝えさせていただきたいと思います。

荻原委員。

- 委員（荻原哲也君） 今の話ですね、一時預かり場所というふうな話がありましたけれども、現状何か想定されているようなところとか、例えばN P Oとかというのは、そういった想定はあるのでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） すみません、まだここまで具体的に話は進めておられないところですけれども、そういったところに、先ほど言ったように平時の取組の中で協力を求めるようなことも進めていければと思っております。よろしくお願ひいたします。
- 委員長（中村勝彦君） ほかに確認事項ござりますか。

(発言する者なし)

- 委員長（中村勝彦君） それでは、環境課は以上となります。ありがとうございました。  
 続きまして、福祉総合支援課で、県で実施した灯油券の申請状況ということであります  
 が、これも県の事業なので、分かる範囲でということで通告させていただきました。  
 では、佐藤委員、お願ひいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

この灯油券については、本当に急に指示をされて、きっと市のほうではそれに協力した  
 という形だと思うのですけれども、全体の対象者がどれぐらいいて、そのうちどのぐら  
 いの申請率だったのかということが伺えればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 志村福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

委員がおっしゃったとおり、この事業は急な事業で、県のほうで「生活困窮者物価高騰  
 対策緊急支援事業」という名称で実施をされております。対象は、令和6年度住民税非  
 課税世帯、配布内容につきましては、1枚につき灯油18リッターと交換できる助成券2枚。  
 申請期間については、1月末から2月28日まで。申請場所は各市町村の社会福祉協議会で、  
 引換期間につきましては、今月の21日までに引き換えということになっております。引換  
 場所につきましては、指定されたガソリンスタンドが対象となります。

対象世帯につきましては、国の物価高騰対策の支援事業ということで3万円の支給が予  
 定をされておりますけれども、その世帯数と令和6年度の非課税世帯なので同じとい  
 うことでお答えしますが、3,028世帯、これは当然、未申告で、また申告してきたりする方  
 がいれば変わってきますけれども、今回、市のほうで送った世帯数が3,028世帯とい  
 うことでご理解いただきたいと思います。

そのうち今回の県の事業へ申請された世帯数は440世帯ということで、甲州市の社会福  
 祉協議会のほうで確認をさせていただいております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

大体、6分の1ぐらいですかね、7分の1、6分の1ぐらいの人たちが、せっかくそ  
 ういう対策をやっていただいたのにそれが利用できていないということは、また後にいろ  
 いろ考えるべきところが、もちろん県にもあると思いますし、あると思うのですけれど  
 も。

これは確認ですけれども、この方々は1回、非課税世帯であるよということを証明して、証明書をもらってから社協に行かなくてはいけなかったということなので、非常に面倒くさいということがあったのかもしれませんけれども、こういう種の配布のもので、申請する人はこのぐらいの割合なのでしょうか、大体過去のものみたいなものは。分かりますか。

- 委員長（中村勝彦君） 志村福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

前回、2年前に県のほうで同様な事業を、前回も急だったようですけれども、実施をしておりますが、そのときの世帯数が、これも社協で聞いたところ、およそ100世帯だったというふうに聞いておりますので、そのときよりは多く申請をされておりますけれども、委員がおっしゃられたとおり、3,000世帯からすればかなり少数だったかなということは感じております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

市のほうでもね、ホームページへ載せてもらったり、いろいろな広報もしていただいたので、それで100より多くなったかと思いますけれども、またこのこともこれから課題として、県にもちょっと使いにくかったみたいなことを言っていただくとか、そんなこともあればいいのかなというふうに思いますし、また、市のほうでもこういうことについても考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに確認事項はございますか。
- 萩原委員。

- 委員（萩原哲也君） すみません、教えてください。

今回、灯油という、暖房ということの中で灯油というような話になっているのですけれども、実際の高齢者というのでしょうかね。今回の非課税世帯になりますと、高齢で、あるいは認知症だというような形のケースもあると思うのです。そうした場合、灯油というかストーブを使わずにエアコンとかを使うというようなこともあると思うのですが、例えばもし県のほうに要望を伝える機会がありましたら、灯油ということに限らず、電気代等も含めた形の中での支援というようなこともお伝えいただけるといいと思うのですが、これは要望としてお願ひいたします。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに発言はございますか。

(発言する者なし)

- 委員長（中村勝彦君） では、福祉総合支援課につきましては以上となります。

続きまして、子育て支援課、公立保育所のあり方検討協議会の結果についてということで、小林委員、お願いいいたします。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 公立保育所のあり方検討協議会は終結したのでしょうかということと、もし経過なら経過の話合いの課程なり、結果が出たのであれば結果をお聞かせいただきたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

公立保育所の今後の方向性を定めるために、昨年度、公立保育所のあり方検討協議会が設置され、本市の公立保育所の役割、必要とされるサービスなど、その位置づけの在り方について協議を行い、必要な結果を市長に提言するため、今もって協議を行っているところでございます。昨年度は4回、本年度は、公立保育所の現状と課題、公立保育所の役割、そして今後の公立保育所の在り方をテーマとして、現在まで4回開催をし、検討してまいりました。今月末、3月末に5回目を開催し、答申に向けての最終案を協議する予定となっております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 分かりました。

答申が出てきましたら、もし可能でしたら、委員会にその答申をお知らせいただければなと思うのですが。ちょっと会議録はネット上では見られない状態なので、お知らせいただきたいなと思いますが、委員長にお任せいたします。

- 委員長（中村勝彦君） それは大丈夫ですか、できますか。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

公立保育所のあり方検討協議会の会議では、答申前に不確定な情報が公開されることで混乱を招き、円滑な審議の進行に支障を来すおそれがあることから、今まで公開されることにより、また委員が特定され、自由闊達な論議が促進されないおそれがあるとのことから、今まで公開していませんが、会議終了後、答申内容はホームページ等で公開す

る予定でございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかにご発言ございますか。  
(発言する者なし)
- 委員長（中村勝彦君） 子育て支援課につきましては以上となります。ご苦労さまでした。

続きまして、観光商工課、G I 勝沼と圃場管理台帳整備、テロワール発信との関係をということで小林委員より通告があります。

小林委員、お願ひいたします。

- 委員（小林真理子君） 初日の質疑でもテロワール発信については飯島議員が質疑されていましたが、もう少し詳細にこのあたりも教えていただきたいなと思いますので、お願いします。
- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬觀光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） 質問にお答えいたします。

まず、G I 勝沼につきましては、現在、勝沼ワイン協会で進めている事業であります。その目的は、日本ワインの発祥の地、高品質ワインの生産地として甲州ブランドを守ることと、山梨県の中でも特に高品質なワインが生み出されるゾーンとして海外等で認知度を高めることであります。

G I とは地理的表示でありまして、国際法や国内法で保護された産地のあかしとなるものでございます。種類のG I につきましては、国税庁が所管し、地域の共有財産である産地名の適切な使用を促進する制度としております。その地域の土地の風土とつながり、地域に由来する確立した品質や社会的評価を有する種類の産地名をG I として名のることができるものであり、国際的な基準となっております。

次に、圃場台帳整備事業につきましては、甲州市原産地呼称ワイン認証条例に基づきまして実施している事業でございます。原産地呼称ワインとは、市内の畠で収穫された原料を使用し、市内ワイナリーにて醸造されたワインに対し、市がワインの収穫場所や品質を証明するため、その内容を裏づけるデータとして圃場台帳整備をしてございます。圃場台帳には、その年の収穫場所や品種、収穫量などを登録し、管理しております。圃場台帳整備事業は、G I 制度に対する事業についても圃場を証明するために必要となるものでございます。

次に、テロワール発信としまして、令和7年度予算に県が予定しておりますマスター・

オブ・ワインの招聘事業として、市でも負担金を計上しております。テロワールとは、地理、地勢、土壤、気候であり、その土地の歴史や文化を含む風土を特徴づけるものであり、ワインの味を決める上で重要なポイントであります。どのような歴史や風土の地域で造られたワインであることがマスター・オブ・ワインの招聘事業において重要視されています。

資料につきましては、県が作成しましたマスター・オブ・ワイン招聘事業のプロモーション事業として配付してございます。

説明は以上であります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） G I 勝沼と圃場管理台帳整備は、今、G I 勝沼を取得するためにこの圃場台帳整備を進めていて、まだG I 勝沼の取得まではいっていない状態でしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬觀光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

今、G I 勝沼の申請は国税庁にしておりますけれども、回答待ちという状況であります。順調にいけば令和7年度に実施できるのではないかと予定しております。

- 委員長（中村勝彦君） 確認事項はございますか。
- 荻原委員。
- 委員（荻原哲也君） 1つお伺いしたいのですけれども、今回のK O Jの関係で、ロンドンでのプロモーションがあったのですが、その中で、今申請中というお話なのすけれども、G I 勝沼という部分についてもプロモーションみたいなものは行ったのしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬觀光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） K O Jの中ではG I 勝沼のことは言っていないと思います。甲州市のプロモーションを活発に行ったと報告のほうで得ております。
- 委員長（中村勝彦君） 荻原委員。
- 委員（荻原哲也君） 分かりました。では行っていないということですね。

先ほどのG I 勝沼の説明の中で、甲州種というものをかなり特徴的に捉えているような感じもあったのですが、そこについては特に説明等はなく、今回についてはということで。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬觀光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） G I 勝沼につきましては、国税庁のほうで認定するものですので、まだ申請して認定も受けておりませんので、今回のＫＯＪについて報告はしないと思います。

○ 委員長（中村勝彦君） ほかに確認事項ござりますか。  
(発言する者なし)

○ 委員長（中村勝彦君） なければ、観光商工課は以上となります。  
続きまして、建設課、塩山駅市営駐車場の料金についてということで、荻原委員、お願ひします。

○ 委員（荻原哲也君） よろしくお願ひします。

先般、2月の議会報告会の大和会場で、そこに来られた塩山の方ですが、その方からちょっとお話をどうか、意見をいただきまして、実際、塩山駅東側の市営駐車場ですけれども、東京に行く機会があったと、そのときに駐車をしましたら、あの駐車場については上限金額がないと。1時間100円という形の中でのカウントになってしまって、帰ってくると1,000円オーバーとか、場合によっては2,000円近くになっているというような状況があると。周りを見ますと、上限500円とかの民間の駐車場があったりとか、あと話の中では県営の駐車場については500円の上限というような話もあったのです。そうした場合、上限設定がもし可能であれば、立地的にもすごく恵まれた駐車場ですので、ぜひ利用率の促進だったりとか、あるいは利便性の向上という中で、その金額設定について何か検討できるような機会があればなというようなことを意見も含めて考えたのですけれども、その辺について、今の考え方を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。  
○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今現在、塩山駅南口に市営駐車場、市のほうで、当課で管理をしておりますが、確かに委員おっしゃるとおり、周辺の民間の駐車場の料金というのがかなり市の料金体制から比べて非常に安いという中で、今後の市営駐車場の在り方とかにつきましても、周辺の今の駐車場の利用状況、そういうところをしっかりと注視していきながら、市営駐車場の料金体制についても検討をしていきたいなど、こんなふうに考えております。

○ 委員長（中村勝彦君） 荻原委員。  
○ 委員（荻原哲也君） 分かりました。

地域の全体の様子も確認しながら、そういったことについても検討いただけるということですので、ぜひまた時期を逸せずに検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

- 委員長（中村勝彦君） 皆さんから確認事項はございますか。  
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 市営駐車場の利用率というのは、令和6年度はどのくらいでしたか。
- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

令和7年2月現在で、今、一般の車両数が4,405台となっております。それにバスカードが2件で合計4,407台。金額にしますと231万1,950円という状況になっております。今後、3月いっぱいを見込みとしますと、年間の使用料につきましては252万円余を考えておるところであります。

ちなみに令和5年度につきましては5,506台の利用となっております。

- 委員長（中村勝彦君） ほかにございますか。  
(発言する者なし)
- 委員長（中村勝彦君） なければ、建設課につきましては以上となります。お疲れさまでした。

いただきましたその他の案件につきましては以上となります。

では、この後、国保事業の所管事務調査につきまして、皆さんからまたご意見をいただきたいと思います。

ここで整理するために一度休憩を取ります。再開を2時といたします。

休憩 午後 1時49分

---

再開 午後 2時00分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。  
継続で調査しております所管事務調査、国保事業についてでありますけれども、皆様からご意見ございますか。  
(発言する者なし)
- 委員長（中村勝彦君） なければ、私のほうから提案であります、前回、前々回とも

2回続けて意見書を提出していったらどうかということで話が出ております。最短では6月議会、9月議会もありますけれども、目指して意見書を作っていくということで、前、5名の方でチームを、そこでたたき台をつくってみてくれという話になりましたので、閉会中の継続審査を申し出て、5人のメンバーでたたき台をつくり、どこかのタイミングで所管事務調査を開催させていただきまして、全員のご了承が出たところで議長に相談して意見書の提出というような形で進めていきたいと思いますけれども、以上のような進め方でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員長（中村勝彦君） では、閉会中の委員会開催を申し出ておきます。

それ以外に皆さんからご意見ございますか。

まだ予算決算常任委員会の分科会等の審査もあります。全体会もあります。その中でいろいろ課題が出てくる可能性もあると思いますので、ここでまとめてしまうと、そういう課題に取りかかれませんので、皆さんからの発言により、また必要に応じて委員会は議会中には開催できますので、課題を感じたときには皆様からご意見いただいて、委員会を開催して、そこで取りまとめていきたいと思いますので、その都度、委員長、もしくは副委員長を通してでもよろしいので、言っていただければと思いますが、そのような進め方よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員長（中村勝彦君） では、今日のところはここで閉会したいと思いますが、閉会に当たりまして、副委員長より挨拶をいただきます。

- 副委員長（矢野友規君） 大変お疲れさまでした。

来週から予算審査始がまりますが、皆さん、体調にも気をつけてぜひ臨んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、厚生経済常任委員会を閉会といたします。

[散会 午後 2時03分]